

令和5年度 第6回経営協議会（書面審議）議事要旨

日 時 令和6年1月16日（火）【文書送付日付】

回答者 （学外委員） 潮谷委員、陣内委員、菅谷委員、戸上委員、中尾委員、
水田委員、宮島委員、山口委員
（学内委員） 兒玉学長、渡委員、大島委員、山下委員、豊田委員、
野口委員、石田委員

令和6年1月16日付書面会議による審議の結果は下記のとおりであった。

【 審議事項 】

(1) 国立大学法人佐賀大学の中期計画の変更について

本件は、医学部及び理工学部の定員増による中期計画の別表の変更並びに中期計画「2-1」「3-1」「4-1」「6-2」「7-2」「12-2」の変更について審議するもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(2) 令和5年人事院勧告への対応等に伴う就業規則（職員給与規程等）の一部改正について

本件は、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、職員給与規程等の一部改正を行うもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(3) 国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

本件は、国家公務員に準拠する基本方針に基づき、役員報酬規程等の一部改正を行うもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(4) 延長定年制度導入のための就業規則等の新設及び一部改正について

本件は、国家公務員の定年年齢引上げ等を参考とした延長定年制度を本学に導入するため、「国立大学法人佐賀大学における延長定年制度に関する特例措置規程」の新設及びその他就業規則等の一部改正を行うことについて審議するもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(5) 国立大学法人佐賀大学職員人事規程等の一部改正について

歯科衛生士も他の医療技術職員（看護師や薬剤師、診療放射線技師など）と同様、国家資格の免許を要する職種だが、歯科衛生士の雇用形態はフルタ

イムの臨時職員となっており、他の医療技術職員と比して低い給与水準となっている。

現在雇用中の職員のモチベーションや新たに職員を募集した際、この処遇等条件面で不利な状況が生じており、他の医療技術職員と同様、契約医療技術職員としての雇用を可能にし、また、契約歯科衛生士を将来、常勤職員（承継外職員）として雇用する可能性を踏まえ、関連規程の整備を行うもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(6) 令和5年度国立大学法人佐賀大学補正予算（案）について

本件は、令和5年度当初予算以降における収入・支出の見込みに変更が生じたため、収入・支出予算の補正について審議するもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

(7) 令和6年度佐賀大学予算編成の方針（案）について

本件は、本学の令和6年度予算編成の方針、令和6年度予算編成の基本的な考え方や方針について審議するもの。

経営協議会委員全員から、「了承する」旨の回答があり、了承された。

【 報告事項 】

(8) 共同教育課程による教員養成機能の強化に向けた検討状況について

佐賀大学と熊本大学では相互の教育資源を有効に活用し、教員養成機能の維持・向上を図るため教育学部の共同教育課程設置に向けた検討を開始（令和5年7月12日役員会承認）した。役員会承認後、教育学部にWGを設置し、カリキュラムや入学者選抜方法などについて具体的な検討を進めており、現時点での検討状況について報告するもの。

以上